

白井市障害者職場実習奨励金交付要綱

所管課

障害福祉課

1 補助金の名称

障害者職場実習奨励金

2 補助金交付の目的

障害者理解を促進し、雇用機会の拡大を図るため。

3 用語の定義

別紙のとおり

4 補助対象

次に掲げる紹介により市内に居住する障害者を職場実習に5日以上、かつ、1日の実習時間が4時間以上で受け入れた事業主

- ①障害者福祉施設
- ②特別支援学校
- ③その他市長が適当と認めたもの

5 補助対象経費

6 補助額（率）

別紙に定める額

7 予算の範囲

補正予算による増額後の予算の範囲内

8 施行日

平成23年11月1日

9 補助金の終期

平成35年3月31日

10 改正履歴

別紙

3 用語の定義

用語	定義
障害者	次のいずれかに該当する者をいう。 ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者 イ 千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日障第329号）により療育手帳の交付を受けている者 ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 エ その他同程度の障害があると市長が認める者
障害者福祉施設	次のいずれかに該当する施設をいう。 ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく就労移行支援又は就労継続支援の事業者 イ 法第5条第26項に規定する地域活動支援センターで就労支援を行っている事業者
職場実習	職場における作業手順、知識及び技能を修得させ、作業環境に適応させるための訓練をいう。
事業主	法人等の代表者及び事業を営む個人をいう。

6 補助額（率）

補助額（率）
1 奨励金の額は、職場実習に受け入れた障害者1人につき2万円とする。
2 事業主が同一の障害者を2回以上職場実習に受け入れたときは、2回目以降の職場実習については、奨励金を交付しない。
3 障害者が同一年度内に複数回の職場実習を行う場合は、2回目以降の職場実習については、奨励金の交付対象としない。